

議案第 5 6 号

羽生市義務教育施設設置条例の一部を改正する条例

羽生市義務教育施設設置条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																										
<p><u>羽生市立学校設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 学校教育法 <u>(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)</u> 第 2 条第 1 項の規定に基づき、<u>同法第 1 条に定める小学校及び中学校</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 <u>前条の学校</u>の名称及び位置は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>小学校</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽生市立羽生北小学校</td> <td>羽生市北二丁目 1 番 1 号</td> </tr> <tr> <td>羽生市立新郷第一小学校</td> <td>羽生市大字上新郷 5 7 1 6 番地</td> </tr> <tr> <td>羽生市立新郷第二小学校</td> <td>羽生市大字下新郷 1 0 9 9 番地</td> </tr> <tr> <td>羽生市立須影小学校</td> <td>羽生市大字須影 6 7 2 番地</td> </tr> <tr> <td>羽生市立岩瀬小学校</td> <td>羽生市大字上岩瀬 1 7 5 6 番地</td> </tr> <tr> <td>羽生市立川俣</td> <td>羽生市大字本川</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	羽生市立羽生北小学校	羽生市北二丁目 1 番 1 号	羽生市立新郷第一小学校	羽生市大字上新郷 5 7 1 6 番地	羽生市立新郷第二小学校	羽生市大字下新郷 1 0 9 9 番地	羽生市立須影小学校	羽生市大字須影 6 7 2 番地	羽生市立岩瀬小学校	羽生市大字上岩瀬 1 7 5 6 番地	羽生市立川俣	羽生市大字本川	<p><u>羽生市義務教育施設設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 学校教育法第 2 条の規定に基づき、<u>本市に義務教育施設</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 <u>本市が設置する義務教育施設</u>の名称及び位置は<u>次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>羽生北小学校</td> <td>羽生市北 2 丁目 1 番 1 号</td> </tr> <tr> <td>羽生南小学校</td> <td>羽生市南 6 丁目 5 番地 1</td> </tr> <tr> <td>新郷第一小学校</td> <td>羽生市大字上新郷 5 7 1 6 番地</td> </tr> <tr> <td>新郷第二小学校</td> <td>羽生市大字下新郷 1 0 9 9 番地</td> </tr> <tr> <td>須影小学校</td> <td>羽生市大字須影 6 7 2 番地</td> </tr> <tr> <td>岩瀬小学校</td> <td>羽生市大字上岩瀬 1 7 5 6 番地</td> </tr> </tbody> </table>	羽生北小学校	羽生市北 2 丁目 1 番 1 号	羽生南小学校	羽生市南 6 丁目 5 番地 1	新郷第一小学校	羽生市大字上新郷 5 7 1 6 番地	新郷第二小学校	羽生市大字下新郷 1 0 9 9 番地	須影小学校	羽生市大字須影 6 7 2 番地	岩瀬小学校	羽生市大字上岩瀬 1 7 5 6 番地
名称	位置																										
羽生市立羽生北小学校	羽生市北二丁目 1 番 1 号																										
羽生市立新郷第一小学校	羽生市大字上新郷 5 7 1 6 番地																										
羽生市立新郷第二小学校	羽生市大字下新郷 1 0 9 9 番地																										
羽生市立須影小学校	羽生市大字須影 6 7 2 番地																										
羽生市立岩瀬小学校	羽生市大字上岩瀬 1 7 5 6 番地																										
羽生市立川俣	羽生市大字本川																										
羽生北小学校	羽生市北 2 丁目 1 番 1 号																										
羽生南小学校	羽生市南 6 丁目 5 番地 1																										
新郷第一小学校	羽生市大字上新郷 5 7 1 6 番地																										
新郷第二小学校	羽生市大字下新郷 1 0 9 9 番地																										
須影小学校	羽生市大字須影 6 7 2 番地																										
岩瀬小学校	羽生市大字上岩瀬 1 7 5 6 番地																										

小学校	俣 6 2 9 番地
羽生市立手子林小学校	羽生市大字下手子林 5 5 5 番地
羽生市立羽生南小学校	羽生市南六丁目 5 番地 1
羽生市立羽生東小学校	羽生市大字藤井上組 2 7 0 番地

川俣小学校 羽生市大字本川俣 6 2 9 番地
 井泉小学校 羽生市大字藤井上組 2 7 0 番地
 手子林小学校 羽生市大字下手子林 5 5 5 番地
 三田ヶ谷小学校 羽生市大字弥勒 8 7 番地
 村君小学校 羽生市大字堤 1 0 7 番地
 西中学校 羽生市大字羽生 1 2 0 番地
 南中学校 羽生市大字中岩瀬 2 2 6 番地
 東中学校 羽生市大字今泉 1 4 4 8 番地

(2) 中学校

名称	位置
羽生市立西中学校	羽生市大字羽生 1 2 0 番地
羽生市立南中学校	羽生市大字中岩瀬 2 2 6 番地
羽生市立東中学校	羽生市大字今泉 1 4 4 8 番地

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明